

充電式小型家電の行政収集開始について

「収集体制の見直し」については、収集方法の変更など、4つの検討項目を体系的に取りまとめられるよう、実現性や有効性など様々な視点から検討を進めています。

このうち、「充電式小型家電の行政収集」については、火災対策として優先的に検討を進めてきました。事業者との調整など収集体制が整ったため、8月から行政収集を開始します。

1 目的

- (1) 市民が「充電式小型家電」を手軽に排出できる環境を整え、「燃やせないごみ」等の誤った区分での排出を抑制することにより、ごみ収集車両や町田市バイオエネルギーセンターにおける火災リスクを軽減させます。
- (2) 市民に、「充電式小型家電」を適切に分別することの重要性について理解を深めていただくことで、ごみの資源化推進につなげます。

2 実施内容

項目	行政収集実施後の内容
「充電式小型家電」の収集体制	現行の拠点回収に加えて、新たに「有害ごみ（電池）」として行政収集します。
収集方法	委託事業者が有害ごみ（電池）とあわせて「充電式小型家電」を収集します（有害ごみの日（毎月2回目のビン・カンの日））。
排出のカテゴリー	有害ごみ（電池）に「充電式小型家電（リチウムイオン電池などの充電式電池を取り外せない小型家電）」を追加します。
排出場所	資源集積所（集合住宅にお住まいの方は指定された置き場）に設置する「有害ごみ（電池）」のかごに排出していただきます。
収集品目	家電の品目は指定せず、市民向けに例示を行います。
大きさ制限	30cm×15cm×30cm以内 （※「30cm×15cm」は「小型家電回収ボックス」の投入口と同サイズです）

○排出のイメージ



※「小型家電回収ボックス」「リサイクル広場」での拠点回収は、行政収集開始後も継続します。

3 収集品目の例示

- ・主に「ハンディタイプ」の小型・軽量製品を想定しています。



(出展元：日本容器包装リサイクル協会)

4 市民周知について

- ・7月8日にプレスリリースを行いました。
- ・「広報まちだ(7/15号)」「町田市ごみ分別アプリ」「町田市ホームページ」「ごみナクナーレ」「町田市資源とごみの収集カレンダー」やSNSなどの各媒体で、市民のみなさまへお知らせします。
- ・そのほか、市内町内会・自治会やごみ減量サポーターへ周知のチラシを配布するなど、多様な方法で情報提供をいたします。